

Ⅱ 市町村長申立ての実務

1 市町村長申立てについて

市町村長申立ては、以下の条件により行うことができます。

- ・ 本人が認知症高齢者、知的障害者、精神障害者であること
- ・ 親族による審判の申立てが期待できないこと

権利侵害等により保護する必要がある場合には、上記にかかわらず申立てを行います。

(1) 市町村長申立ての根拠

ア 根拠法令

市町村長は、認知症高齢者（65 歳以上）または知的障害者、精神障害者について、**「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」**は、家庭裁判所に対して後見開始等の審判の申立てを行うことができます。

【市町村長申立てにかかる根拠法令】

- 老人福祉法 第 32 条
- 知的障害者福祉法 第 28 条
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第 51 条の 11 の 2

なぜ、市町村行政に申立権限が付与されているのか？

→相談援助等の過程において、その実情を把握しうる立場にあるから

- 本人を支える介護保険サービスや障害福祉サービスの利用は、
意思表示を前提とする“契約”という法律行為によって成立しているため、
意思表示を適切に行うことが難しい方だと適切な支援が受けられない
- 成年後見制度の利用は、
家庭裁判所に申立てされることを前提としているため、
申立てを行う判断能力がない方や、親族がいない方への保障ができない

平成 12 年の成年後見制度誕生にあわせ、各福祉法（上記【市町村長申立てにかかる根拠法令】参照）の改正により「市町村長申立て」が規定され、相談援助の改定でその実情を把握しうる立場にある「市町村」に審判の請求権が与えられました。

権限の適切な履行は、本人の保護の観点において福祉行政の大変重要な役割と考えられます。

全国社会福祉協議会・2019 年度成年後見制度利用促進体制整備研修より

「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」が申立ての要件となっているのは、行政による個人の生活への過度の介入を防止するためですが、それはあくまでも迅速適切な保護の必要性との調和が図られることが前提となります。

親族がいても適正な保護がなされていない場合や虐待を受けているような場合は、保護の必要性が強く働きますので、市町村長が申立ては、保護を受ける本人に対する行政の責務となります。

【虐待防止にかかる根拠法令】

- 高齢者虐待防止法 第 28 条
- 障害者虐待防止法 第 44 条
- 発達障害者支援法 第 12 条
- 障害者基本法 第 23 条

イ 市町村長申立てを行う例

2 親等以内の親族の有無を確認し、ない場合またはある場合であっても申立てを行うことが期待できない場合、市町村長が申立てを行う例とされています。

ただし、この場合でも、3 親等内または 4 親等内の親族に審判の申立てをする者の存在が明らかである時は、その者と連絡を取って相談するものとされています。



「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」とは？

「その福祉を図るため」とは、

→必要と判断される介護保険サービスや障害福祉サービスの利用や、その利用に付随する財産の管理など日常生活上の支援を図るため

（「老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関する Q & A についての一部改正について（平成 17 年 7 月 29 日付け厚生労働省老健局計画課長事務連絡）

→虐待の通報又は届け出に対し、虐待の防止や保護、自立の支援を図るため

（「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」第 9 条第 2 項、
「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」第 9 条第 3 項）

「特に必要があると認めるとき」

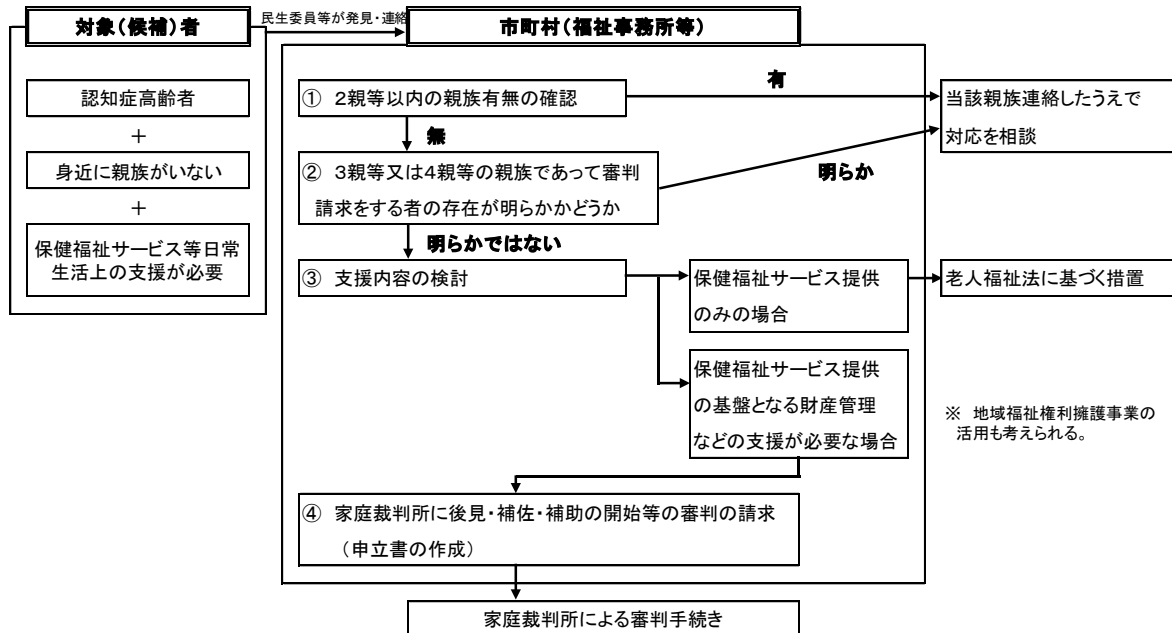
→親族による成年後見制度の申立てが期待できないとき

- ・ 2 親等内の親族が居ない場合や、いても音信不通や支援拒否等の場合
- ・ 3、4 親等の親族の存在が既知の情報で明らかでない場合や、存在が明らかであっても音信不通や支援拒否等の場合

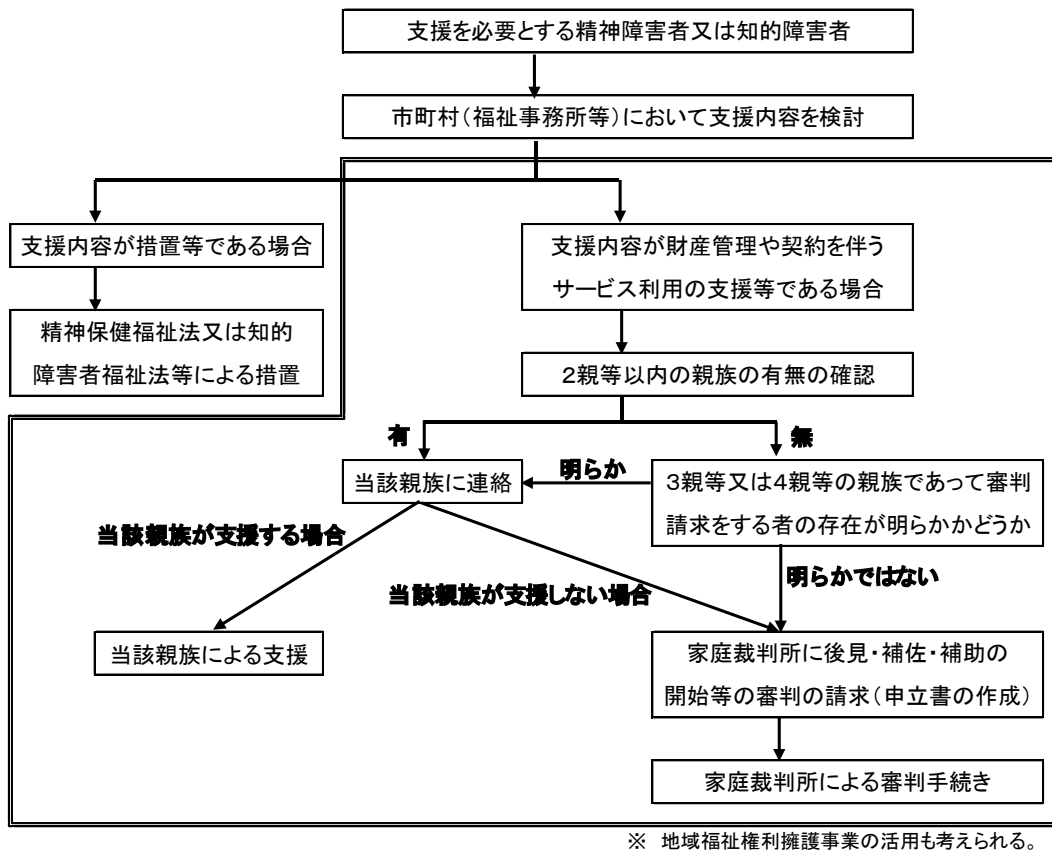
【市町村申立判断の流れ】

平成 17 年 7 月 29 日付け厚生労働省課長連名通知添付 1、添付 2 より

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示（認知症高齢者）



市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示（精神障害者・知的障害者）



(2) 県内における市町村長申立等の状況 (R1.5 調査時点：前橋家庭裁判所提供)

	本人	配偶者	親	子	兄弟 姉妹	その他 親族	法定後 見人等	任意後 見人等	検察官	市町村長
H25	40	24	20	148	70	71	9	10	0	41
H26	41	26	24	137	79	62	3	8	0	48
H27	44	26	24	144	63	74	5	6	0	45
H28	42	20	17	148	67	55	4	5	0	53
H29	48	19	24	138	70	60	9	12	0	53
H30	41	29	17	138	93	62	4	5	0	73

市町村長申立て実績 (H30.6 調査時点：成年後見制度に関する実態調査結果より)

高齢分野								障害分野							
		0 件	1 件	2 件	3 件	4 件	5件 ～			0 件	1 件	2 件	3 件	4 件	5件 ～
H25	後見	23	5	2	3	0	2	H25	後見	34	1	0	0	0	0
	保佐	33	1	1	0	0	0		保佐	34	1	0	0	0	0
	補助	24	0	0	0	0	0		補助	35	0	0	0	0	0
H26	後見	21	7	4	1	0	2	H26	後見	31	3	0	1	0	0
	保佐	33	2	0	0	0	0		保佐	34	0	1	0	0	0
	補助	35	0	0	0	0	0		補助	35	0	0	0	0	0
H27	後見	24	6	1	3	0	1	H27	後見	31	2	1	0	1	0
	保佐	29	5	1	0	0	0		保佐	33	2	0	0	0	0
	補助	35	0	0	0	0	0		補助	35	0	0	0	0	0
H28	後見	19	10	2	2	0	2	H28	後見	31	2	2	0	0	0
	保佐	30	5	0	0	0	0		保佐	34	1	0	0	0	0
	補助	35	0	0	0	0	0		補助	35	0	0	0	0	0
H29	後見	20	2	5	2	3	3	H29	後見	28	5	1	1	0	0
	保佐	32	2	1	0	0	0		保佐	32	2	1	0	0	0
	補助	34	1	0	0	0	0		補助	35	0	0	0	0	0

県内の市町村長申立て件数は、高齢分野及び障害分野において、過去5か年度いずれの類型においても、「0件」の市町村が多くなっています。

また、過去5か年、市町村長申立て「0件」の市町村もあるなど、市町村申立ての積極的な活用が行われているとは言い難い状況にあります。

(3) 整備すべき要綱について

ア 市町村申立てに関する要綱 (p58)

後見、保佐又は補助開始等の審判の市町村長申立てにつき必要な事項を定めるものです。未整備の市町村においてはその整備が急がれます。

県内の市町村長申立てにかかる要綱の整備状況

	整備済み	未整備
高齢分野	28	7
障害分野	27	8

(H30.6 調査時点：成年後見制度に関する実態調査結果より)

イ 成年後見制度利用支援事業実施要綱 (p60)

成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、市町村が支給する成年後見制度利用支援助成金について必要な事項を定めるものになります。

成年後見制度利用支援事業の要綱整備状況

	整備済み	未整備
要綱の整備	32	2

(H30.6 調査時点：成年後見制度に関する実態調査結果より)

要綱は整備されているものの、市町村によっては、利用対象者を市町村長申立てや後見類型に限る、助成費用を申立て費用に限る等の状況が見られました。

しかし、当該事業は「(4) ア 事業の趣旨」を踏まえ、以下のとおり考え方が示されており、本来補助対象となりうる本人申立てや親族申立て等についても補助対象に加えるよう要綱の改正等が必要な状況です。

- ・補助対象者：市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象になりうる。(参考：H20.10.24 厚労省事務連絡 (p199))
- ・助成費用：市町村申立て以外にも対象者を拡大
(参考：H20.3.28 厚労省事務連絡 (p198))

(4) 成年後見制度利用支援事業の活用

ア 事業の趣旨

介護保険サービス、障害福祉サービス利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対し、国や県が一定割合を補助するものです。

高齢者は介護保険法に基づく地域支援事業、障害者は障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の対象とされています。

今後見込まれる高齢化の進展、単身高齢者あるいは高齢者のみの世帯の増加に対応するため、また障害者の地域生活移行を促進するため、本事業は非常に重要であり、市町村はニーズに合わせて適切な予算確保及び事業の推進を行う必要があります。

イ 補助対象になる事業

(ア) 成年後見制度を利用する際の経費に関する助成

申立てに関する費用

申立て手数料（収入印紙）、登記手数料（収入印紙）、郵便切手、診断書作成料、鑑定料

成年後見人等に対する報酬

成年後見人等の報酬については、成年後見人等が家庭裁判所に対して報酬付与の審判請求を行い、それに対して家庭裁判所が報酬額を決定します。

成年被後見人等の資力が乏しい場合に、成年後見制度利用支援事業における成年後見人等に対する報酬の助成を利用します。

報酬額については、平成 15 年 2 月 12 日付けの全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料において、厚生労働省が参考単価として示した金額を月額上限としている市町村が多いようです。

報酬助成参考単価

居住種別	報酬助成額（月額上限）
施設入所者	18,000 円
在宅者	28,000 円

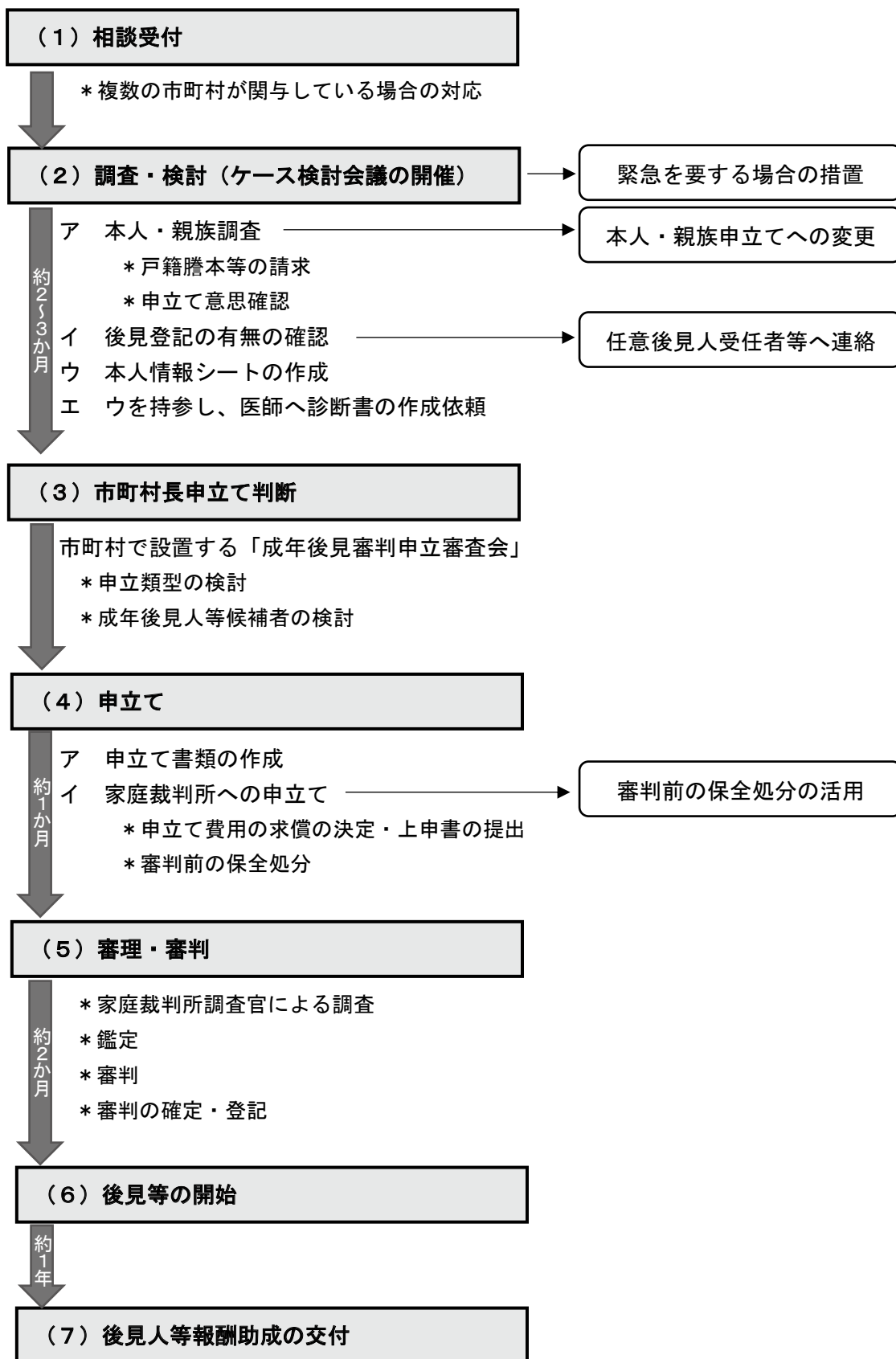
(イ) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動

広報・普及活動についても助成対象としています（障害者は成年後見制度普及啓発事業として実施）。

（例）

- ・成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ・高齢者・障害者やその家族に対する説明会・研修会・相談会の開催

2 市町村長申立ての手順



(1) 相談受付

市町村長申立てが必要なケースについては、本人からよりも、地域包括支援センターのほか、様々な関係機関からの発見・連絡・相談・要請によってスタートします。

高齢担当セクションにおいては、主に虐待事例や地域から孤立した認知症高齢者の事例等があり、障害担当セクションでは虐待事例や親亡き後の知的・精神障害のある方に関する相談が寄せられることが多いでしょう。緊急を要する場合には、措置の検討を行います。



市町村の中には、後見ニーズを発見するために「成年後見制度に基づく市長の申立てに関する取扱要綱」を制定し、関係機関等からの要請を受け付けるしくみを整備している例もあります。

どのようなケースにおいても調査・検討することが肝要であり、拙速な判断は避けなければなりません。

複数の市町村が関与している場合の対応

例えば、A市に住民登録をしていて、国民健康保険や介護保険等についてもA市で加入しているが、B市の特別養護老人ホームに入所しているような場合には、どちらの市長が申立てを行うのが適当でしょうか？

→ この点の明確な法的規定はありません。

基本的には、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者に関する法律、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）、介護保険法、生活保護法における援護の実施者はだれかという解釈が、申立者を誰にするかという解釈につながると考えます。

つまり、措置権者、介護保険の保険者、自立支援給付の実施主体、生活保護の実施機関となっている市町村が申立てを行うのが妥当と思われます。

しかし、最終的には該当する市町村間において、本人の実情をよく把握している自治体はどちらか、本人の権利や利益を守るためにはどちらの自治体で行うのがより適切か、というポイントを意識して調整することが必要でしょう。

○「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年3月30日付け障障第11号・障精第21号・老計第13号）

○支援費制度Q&A集（平成15年1月）

○成年後見制度における市町村長申立てに関する取扱いについて

（平成29年11月7日付け・群馬県健康福祉部健康福祉課地域福祉推進室通知）

【相談者】 本人

または、親族・民生委員・医療機関・福祉施設・社会福祉協議会・相談支援事業所・
居宅介護支援事業所 等

【一時相談窓口】

地域包括支援センター・障害者相談支援事業所 等

- ・成年後見制度（法定・任意）に係る相談
- ・成年後見制度申立て手続きにかかる相談
- ・本人や親族による申立ての支援

【相談受付】 市町村高齢者福祉担当課・障害福祉担当課 相談窓口

- ・市町村長申立てを要する事例（「申立人不在」・「権利侵害」等）

【使用するツール例】

- ・相談受付票（p47）
- ・成年後見制度利用スクリーニング表（p49）
- ・成年後見制度活用検討ガイドライン（p54）

【確認事項】（課内協議・ケース会議を行うための情報収集のため、わかる範囲で）

項目	方法	目的
本人の 基本情報	聞き取り （相談受付票に記載） 庁内確認	氏名・生年月日・住民票・居所・生活保護の実施者・各措置の実施者・各種保険者等の該当の有無・障害手帳・介護認定の有無。 （担当窓口の決定）
判断能力の 程度	スクリーニング表 医学的診断	法定後見申立の対象か、本人申立は可能か。 （本人申立が可能であれば、本人申立が優先）
親族状況 （申立人）	聞き取り （相談受付票に記載）	支援者や申立人となるべき親族の有無を確認。 ・親族図・氏名・続柄・住所・同居者の収入 親族が存在する場合は親族申立が最優先。 ただし、緊急度等を勘案。
経済状況	聞き取り （相談受付票に記載）	報酬や申立費用助成の可能性を検討するため、 現状把握できる範囲で確認。 ・持家／借家・年金・生活保護・預貯金・借金 ・現在の収支
本人の意向	聞き取り （相談受付票に記載）	後見人等就任にかかる本人や支援親族の同意の有無 （トラブル防止、代理権・同意権付与準備）
緊急度	スクリーニング表	権利侵害・その他急迫の事情の有無。
申立理由	スクリーニング表	申立ての趣旨の確認。解決すべき課題が後見人等就任により解決が望めるか否か。（手段の妥当性）
その他	聞き取り （相談受付票に記載）	その他、市町村長申立ての判断をする上で必要な情報

- ・必要に応じて本人及び親族と面談を行う。
- ・スクリーニング表は、相談者から聞き取りのうえ、基準と異なる評価は訂正。
- ・支援者から本人の基本情報やケアプランを入手すると準備が円滑。

【根拠法令】（この段階での実態把握について）

老人福祉法第5条の4第2項、知的障害者福祉法第9条第4項

(2) 調査・検討（ケース検討会議の開催）

市町村担当課内会議や、対象者に関与している機関・団体等の実務レベルの担当者と担当課職員から構成されるケース検討会議を開催し、市町村長申立てを視野に入れた支援の開始をするか否かの判断を行います。

【使用するツール例】

- ・相談受付票
- ・成年後見制度利用スクリーニング表
- ・成年後見制度活用検討ガイドライン
- ・市町村成年後見制度利用支援事業実施要綱

【会議における確認・検討事項】

- ・要綱上の要件に該当するか
- ・成年後見制度利用の必要性
- ・市町村長申立ての必要度（緊急度・親族状況等）
- ・当面の福祉的対応の在り方
- ・日常生活自立支援制度など他制度利用の必要性
- ・必要な情報収集を図るための役割分担 など

【判断できない場合】

- ・情報不足の場合は、再調査を実施し再検討
- ・市町村長申立てや妥当でない方について、他の手段につなぐ、又は申立て支援を行う



審査会にかけると判断

【相談者に書類の提出を依頼】

他課・他機関との関連がある事例は連携して手続きを進めること
親族調査や審査会の結果、市町村長申立ての中止がありうることを想定

●ケース検討会議は、1回のみならず随時開催していきます。

●ケース検討会議のメンバーは、成年後見人等が就任した後も成年後見人をバックアップする支援チームとなります。随時、新たに関わる関係機関・関係者をメンバーに追加していきます。

●虐待などの緊急対応が必要な場合は、「やむを得ない事由による措置」を発動し、入所施設等へ措置入所させることで、とりあえずの安全確保を図ることを検討する必要があります。必要に応じて、措置後、市町村長申立てを行います。

【根拠法令】

- 老人福祉法第10条の4第1項、第11条、
- 知的障害者福祉法第15条の4、第16条
- 身体障害者福祉法第18条
- 障害者虐待防止法第9条

ア 本人調査・親族調査

寄せられた情報の事実関係を確認するとともに、本人の心身、日常生活、資産の状況を把握します。

本人の意思及び状況確認を、担当者による面談で行います。(p57)

親族調査は、4親等内の親族が成年後見制度の申立権者とされており、親族が適時かつ適切に申立てが可能であれば、親族申立てに変更するためです。

4親等以内の親族すべてを調査することは大変な時間と労力を必要とするため、厚生労働省通知（平成17年7月29日付け）にて、2親等以内の親族（本人と配偶者の父母、祖父母、子、孫、兄弟）の有無を調査することで足りるとされました。

調査内容

項目	方法	備考
本人戸籍謄本・住民票	公用請求	本籍地に請求 戸籍附票があれば住民票は不要。 発行より3か月以内のもの
本人の医療・福祉サービス利用状況 →ウへ	本人に確認 支援者へ依頼	疾病・傷病、既往歴、かかりつけ医、受診や服薬 ケアプラン等の福祉サービス利用状況
親族 (親族関係図作成)	公用による 戸籍照会	戸籍追跡により2親等内親族の存在有無及び 住所を調査 家族関係図にてわかりやすく図示。
親族同意書	協力依頼文書 同意書	戸籍追跡調査後、2親等内親族へ簡易書留で親 族同意書を発送 親族が市内在住の場合は面談を実施する
判断能力 診断書作成 →エへ	主治医へ 作成依頼	精神科医が望ましいが、かかりつけ医でも可
財産 (財産目録作成)	公用請求 通帳の確認	可能な範囲で照会 ・持家／借家、年金、生活保護、預貯金、借金 根拠となる資料添付
収支の状況 (年間収支予定表作成)	通帳の確認 支援者へ依頼	現在の収支状況 生活費、医療や福祉サービス利用料の3か月の 平均を調査。根拠となる領収書添付
登記されていないこと の証明書取得 →イへ	法務局に 公用請求	前橋法務局に公用請求 発行3か月以内のもの 郵送請求の場合は東京法務局
申立書及び申立て事情 説明書の作成	保険情報・ 支援者より 情報収集	生活歴・既往歴等は支援者に協力依頼 申立書は素案として作成
代理権又は同意権付与 申立書の作成	本人と面談 支援者より 情報収集	保佐・補助類型の場合のみ作成 支援者を交えて本人の意思確認を実施

戸籍謄本等の請求（2親等以内の親族調査）（p40）

- ・ 本人の本籍地の市町村役場にて戸籍謄本等を窓口又は郵送により請求
- ・ 親族の本籍地が他の市町村役場にある場合は、該当する市町村ごとに請求

《取り寄せる書類》

戸籍謄本、戸籍附票、改正原戸籍謄本、除籍謄本

登記手数料令第19条により手数料無料

申立て意向確認

本人と、2親等内の親族及び存在が明らかな4親等までの親族に対し、申立ての意向を確認します。

可能な場合は、面談により確認

申立て意向を確認する照会状を簡易書留で送付（p41、p42）

回答期限までに回答のなかった場合は、申立て意思のないものと判断する

- 2親等以内の親族の存否でなく、その親族による成年後見制度の申立てが「期待できるか」を確認するものであり、存在することをもって市町村長申立てが制限されるものではありません。
- 3、4親等内の親族への意向確認は、「明らかに存在する」場合のみ行います。
3、4親等内の親族の存否確認は必要ありません。
- 親族に確認する意向は、「申立てをするかどうか」であり、成年後見制度の利用に賛成か反対かではありません。

虐待をしている親族に申立てを知られたくない場合の対応

→ 虐待をしている親族に申立てを知らせる必要はありません。

親族に申立てを知らせない方がよい場合、知らせなかった事情や理由を書いた上申書を添えて申立てを行います。

後見開始の審判の記録は、当事者又は利害関係を疎明した第三者に閲覧等の請求権があります。親族の場合、記録の閲覧を請求することができる場合が多いでしょう（家事事件手続法第47条第1項）。当事者が審判記録の閲覧を申立てた場合、原則として許可しなければならないとされていますが、当事者や第三者の私生活もしくは業務の平穏を害する恐れがある場合は、例外として申立てを許可されない場合があります。閲覧を制限する合理的な理由がある場合には、申立ての際に秘匿の申出をしておくといよいでしょう。

秘匿の申出…申立て時に窓口にて手続き

● **家庭裁判所提出の申立て書類『親族の意見書』について**（p132）

- ・ 回答があった方のみ提出とし、回答なしの場合は親族関係図（p131）にその旨を記載します。
- ・ 成年後見の申立てをすることを親族が知っているかが重要であり、利用に反対と記載があっても提出します。

イ 成年後見登記の有無の確認

すでに成年後見等の開始の審判がされていないことを確認するため、法務局に「登記されていないことの証明申請書」（p46、p62、p63）を請求します。

	窓口請求	郵送請求
住所	前橋市大手町 2 丁目 3 番 1 号 前橋地方法務局 戸籍課	〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 東京法務局 民事行政部後見登録課
T E L	027-221-4466（代表） 受付時間 8：30～17：15	03-5213-1360（直通）
持参（送付）書類	・「登記されていないことの証明申請書」（市町村名で申請） ・申請書内に「公用申請」である旨を記載	・「登記されていないことの証明申請」（市町村名で申請） ・申請書内に「公用申請」である旨を記載 ・返信用封筒（切手貼付） ※ 1 週間程度要する

手数料は、国または地方公共団体が請求する場合、登記手数料令第 19 条により免除。



●確認の結果、すでに任意後見人契約が締結されている場合には、本人の自己決定の尊重の理念から任意後見が優先します。速やかに任意後見受任者に連絡し、任意後見監督人の選任手続きを行うよう依頼しましょう。

●ただし、「本人の利益のため特に必要があると認める」とときには、家庭裁判所が後見開始の審判を行うことができるとされており、本人を取り巻くさまざまな事情を慎重に検討の上、市町村長申立ての要否について検討してください。

（参考）任意後見契約に関する法律 抜粋

（後見、保佐及び補助との関係）

第十条 任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認められるときに限り、後見開始の審判等を行うことができる。

2 前項の場合における後見開始の審判等の請求は、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人もすることができる。

3 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後において本人が後見開始の審判等を受けたときは、任意後見契約は終了する。

ウ 「本人情報シート」の作成依頼（p88）

本人の日常及び社会生活に関する客観的な情報を記載し、診断書を作成する際の補助資料として医師へ提供に利用します。

また、申立て書類として家庭裁判所へ提出するものです。

作成者については、本人の身近なところで、職務上の立場から支援している方によって作成することが望ましいとされています。

具体的には、介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員などとされています。

エ 診断書の作成依頼（p71）

本人が精神上の障害により判断能力が低下していることを明確にするため、医師に診断書の作成を依頼します。

依頼する医師は、精神科医が望ましいですが、専門外の医師であっても本人の精神状態がよくわかっているならば、かかりつけ医でよいとされています。

また、診断時には、補助資料「ウ 本人情報シート」を提供することが望ましいとされています。

○本人が日頃１人で医療機関を受診している場合は、日常の状況について詳しく医師に伝わっていない場合がありますので、支援者等からご本人の現在の状況や困っていることを医師に伝えたくて、「後見・保佐・補助」の類型について診断を仰ぎましょう。

○申立ての際の診断とは別に、申立て後に精神鑑定を求められる場合もあります。医師には申立て時の診断書作成と併せて、鑑定が必要な際には協力をしてもらえるかどうか、診断書の附表に記載してもらうようにします。

○診断書にかかる経費は原則本人の負担となります。

市町村によっては利用支援事業の対象としている場合もあります。

○生活保護受給者の場合は、生活保護法第２８条の規定により検診命令での受診と診断書の作成、費用の支払いが可能な場合があります。



家庭裁判所において、十分な診断ができていない判断された場合は、別途「精神鑑定」を求められることがあります。

また、本人にかかりつけ医がいない場合や本人が親族などに拘束されていて診断書の作成が困難な場合は、その旨を裁判所へ伝え、善後策を協議することになります。

(3) 市町村長申立ての判断

審判申立ての適否、申立ての種類や助成事業の利用可否を審査するため、成年後見審判申立て審査会を開催します。

成年後見審判申立て審査会

(検討事項) ※資料は審査会後回収

- ・市町村長申立ての適否
- ・申立て費用の助成の可否
- ・申立類型(後見・保佐・補助)
- ・成年後見人等候補者(利益相反に注意)
- ・成年後見人等報酬の助成の可否
(申立て時点での方針決定が必要)
- ・「審判前の保全処分」の申立ての可否
(財産管理者の事前選定が必要)
- ・その他懸案事項及び付加条件等



申立類型の判断について (p56)

法定後見は「後見」「保佐」「補助」の3種類がありますが、最終的には家庭裁判所の審判によって決定されるものですが、本人の状況や支援のあり方にかかわるため、できる限り申立人側で、どの類型が適切かを準備しておく必要があります。場合により家庭裁判所の意向に意見を述べる必要があります。

判断には医師の診断書を参考に検討します。

成年後見人等候補者について

市町村長申立ての場合は、親族による後見人は期待できないため、第三者が後見人になることがほとんどです。

成年後見人等の選任は家庭裁判所の職務であり、基本的には候補者を探して推薦する必要がありますが、実務上申立て時に候補者の有無を尋ねられる場合があります。また、候補者がいないと審判の確定までに長時間を費やすことも考えられ、できる限り候補者を推薦することが望まれます。

専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等)や成年後見制度に取り組んでいる法人(社会福祉協議会、NPO法人)へ相談するとよいでしょう。



専門職等を成年後見人候補者として検討する場合のポイント

	施設入所者	在宅生活者
弁護士	・ 法的紛争性を有する事例 ・ 親族間の紛争がある事例 ・ 財産が多額で、その管理に専門性が必要な事例 ・ 虐待事例 ・ 債務整理などがある事例	
司法書士	・ 財産管理（不動産等）に専門性が必要な事例 ・ 債務整理などがある事例	
社会福祉士	障害が重度あるいは重複などにより施設ケアチェック等 身上保護に専門性が必要な事例	・ 本人が重度の認知症、知的障害者、精神障害者等である事例 ・ 親族・近隣との関係調整が困難な事例 ・ 保健福祉サービスが未導入の事例 ・ 本人の意思確認が困難な事例
社会福祉協議会	・ 長期間の支援が必要な事例 ・ 日常生活自立支援事業からの移行事例	

成年後見制度に関する専門職団体

機関名	TEL	所在地
群馬弁護士会 高齢者・障害者支援センター	027-233-4804	〒371-0026 前橋市大手町三丁目 6 番 6 号
公益社団法人 成年後見センター・ リーガルサポート群馬支部	027-224-7771	〒371-0023 前橋市本町一丁目 5 番 4 号 群馬司法書士会内
一般社団法人群馬県社会福祉士会 ぱあとなあ群馬	027-212-8388	〒371-0843 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター

なお、利益相反に当たる場合は、選任された後に特別代理人の選任が必要となる場合があります。

利益相反とは

成年被後見人等にとって成年後見人等候補者との間に利害・利益関係が存在し、お互いの利益が相反すること。

（例）

- ・ 本人が利用している福祉サービス事業者の職員が成年後見人等に就任する場合
- ・ 親の相続をめぐる兄弟姉妹間に同じ成年後見人等が就任する場合

(4) 申立て

ア 申立て書類の作成

成年後見審判申立審査会の決定を受け、必要に応じて追加調査を行い、関係機関の協力を得ながら申立書類の作成又は収集をします。(p105～187)

家庭裁判所指定様式は裁判所ＨＰから入手可能

		申立て書類	入手先	備考
作成書類	後見 保佐 補助 } 共通	☐ 本人情報シート 【福祉関係者に作成依頼】	家庭裁判所	・福祉関係者へ作成依頼
		☐ 診断書と診断書付票 【担当者が収集】		・医師へ作成依頼 ・費用は医療機関ごと異なる
		☐ 申立書 【担当者が作成】		・診断書の判定内容を確認し記入
		☐ 申立事情説明書 【関係機関に協力を得て 担当者が作成】		・本人情報シートや診断書により作成
		☐ 財産目録 【関係機関に協力を得て 担当者が作成】		・現時点で判明している財産の記載で 足りる(金融機関等への照会は不要) ・本人の状況をよく知っている関係者 へ協力を得て資料収集
		☐ 収支予定表 【関係機関に協力を得て 担当者が作成】		・過去１年程度の収支を見て、わかる 範囲で記入 ・本人の状況をよく知っている関係者 へ協力を得て資料収集
		☐ 相続財産目録		・本人が相続人となっている遺産分割 未了の相続財産がある場合のみ
		☐ 親族関係図 【担当者が作成】		・２親等までの記載で足りる ・３、４親等の親族については把握し ている範囲で記載 ・不明の場合は「不明」と記載
		☐ 後見人等候補者事情説明書		市町村長申立の場合、通常不要
		☐ 親族同意書 【担当者が収集】		親族調査で連絡がついた親族に依頼
作成書類	保佐 補助 } 共通	☐ 同意行為目録・代理行為 目録 【担当者が作成】	家庭裁判所	必要に応じ
		☐ 本人同意書 【関係機関に協力を得て 担当者が取得】		

		申立て書類		入手先	備考
取り寄せ書類	申立人分	☐	申立人の戸籍謄本 【市町村長申立の場合不要】	市町村役場	1 通 ・親族申立等の場合は必要
	後見人候補者分	☐	後見人等候補者の住民票 【いなければ不要】		1 通 ・候補者が法人の場合は法人の 「全部事項証明書」を取得
	本人分	☐	戸籍謄本		1 通
		☐	住民票または戸籍附票	法務局	1 通
		☐	成年後見登記事項証明書		1 通
財産関係資料	本人分	☐	不動産についての資料	法務局・役場	不動産登記事項証明書（登記簿謄本）、 名寄帳、固定資産評価証明書、固定資産 税納税通知書のいずれかの原本又は コピー
		☐	預貯金、投資信託、株式 についての資料	金融機関・保険会社ほか	通帳、残高証明書、預かり証、株式の 残高報告書などのコピー
		☐	生命保険、損害保険等 についての資料		保険証書などのコピー
		☐	負債についての資料		金融消費貸借契約書、借用書（証）、 返済明細書、督促状のコピーなど
		☐	収入についての資料	市町村等送付物	所得証明書、確定申告書、源泉徴収票、 給与明細書、年金額決定通知書などの コピー
		☐	支出についての資料		通帳（引き落としがされているもの）、 各種税金の納税通知書、国民健康保険 料・介護保険料の決定通知書、家賃・ 医療費・施設費の領収書などのコピー
申立に必要な費用		☐	申立手数料 収入印紙 800 円	郵便局など	金額は家庭裁判所に確認
		☐	郵便切手（金種指定あり） 4,480 円 〔内訳 500 円×6 枚、100 円×5 枚 84 円×10 枚、10 円×10 枚 5 円×5 枚、1 円×15 枚〕		
		☐	登記手数料 収入印紙 2,600 円		

※鑑定が行われる場合は、鑑定費用として 5 万円～10 万円程度がかかります。

イ 家庭裁判所への申立て

本人の住所地（県内では住民票上の住所でも、実際居住している住所でも可）を管轄している家庭裁判所に申立費用を予納し、必要書類を添えて申立てを行います。（郵送可）

申立て費用の求償

申立て費用は、原則、申立人の負担ですので、**市町村長申立ての場合は市町村が負担**することとなります。

ただし、市町村が負担することが公平の観点から妥当性を欠く「特別な事情」があると判断される場合には、本人へ申立て費用の求償をすることができます。（p43）

本人へ求償する場合には、『（後見・保佐・補助）開始等申立書』の「**手続費用の上申**」（p117）にチェックした上で、家庭裁判所へ提出します。

審判前の保全処分

後見等開始の審判までの期間は、県内では約8割が2カ月以内となっています。

成年後見人等が活動を開始するまでの間に、本人の財産が侵害される、又はそのおそれがあるときなど緊急の対応が必要な場合、成年後見等申立てと同時に、「審判前保全処分」の申立てを行うことができます。

申立てに伴い、家庭裁判所は、①財産の管理者の選任、②事件の関係人に対し、本人の生活、療養監護もしくは財産の管理に関する事項の指示、③後見命令、④保佐命令、⑤補助命令の保全処分の決定を行うことができます。

保全処分が開始されるまでに財産侵害などの問題が発生する恐れがある場合、市町村により一時的に通帳等を保管せざるを得ない状況もあります（根拠法令 民法第697条「事務管理」）。慎重な取り扱いが望まれるため、他県では社会福祉協議会と財産保全・保管の委託契約を行っている市町村もあります。

裁判所

裁判所名	T E L	所在地
前橋家庭裁判所	027-231-4275	〒371-8531 前橋市大手町 3-1-34
前橋家庭裁判所高崎支部	027-322-3622	〒370-8531 高崎市高松町 26-2
前橋家庭裁判所太田支部	0276-45-7751	〒373-8531 太田市浜町 17-5
前橋家庭裁判所桐生支部	0277-53-2391	〒376-8531 桐生市相生町 2-371-5
前橋家庭裁判所沼田支部	0278-22-2709	〒378-0045 沼田市材木町甲 150
前橋家庭裁判所中之条出張所	0279-75-2138	〒377-0424 中之条町大字中之条町 719-2

(5) 審理・審判

家庭裁判所は、市町村長からの後見開始等の審判の申立てを受けると、本人の能力や生活状況、財産状況などの事実関係の調査や、申立人・本人等との面談による聞き取り調査を行います。家庭裁判所からの呼び出しがある場合もありますので、その際には実情等を説明してください。

家庭裁判所の審理への協力内容

申立人、後見人等候補者等への事情聴取（管轄家庭裁判所にて）

- ・ 本人が裁判所に出向けない場合は、自宅やサービス事業所での面談を調査官と調整
- ・ 本人面談等の結果、必要と判断された場合は専門医による精神鑑定の依頼
- ・ 精神鑑定の結果、類型変更の場合は申立趣旨変更書を提出
- ・ 本人の居所や事情に変更があった際は、速やかに担当書記官に連絡し、上申書を提出

家庭裁判所の調査

- ・ 申立人調査（面接）
- ・ 成年後見人等候補者調査（面接）
- ・ 本人調査（面接）
- ・ 親族調査（書面照会等）

鑑定（省略される場合があります）

本人に判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続きです。

申立て時に提出した診断書とは別に、家庭裁判所が医師に鑑定を依頼する形で行われます。

鑑定費用 5～10 万円がかかります。

審判

裁判所は、申立て書類や調査官が行った調査、鑑定結果などに基づき後見等開始の審判を行い、成年後見人等を選任します。

保佐・補助開始の場合には、必要な同意権や代理権も定めます。

申立て費用について、本人負担の審判がでている場合は、本人へ費用の求償をします。

本人負担の審判が出されていない場合は、「成年後見制度利用支援事業」の助成対象となる可能性があるため、市町村長申立担当者は同事業の利用を申請するよう、成年後見人等へ連絡します。

審判確定まで待機できない事情がある場合は、成年後見人等に連絡し確定後速やかに動けるようにケース会議等を開催します。

（連絡先不明の場合は、家庭裁判所に問い合わせ）

審判の確定・登記

審判の結果は、家庭裁判所から成年後見人等、本人、申立人に対して告知又は通知されます。

成年後見人等が審判の通知を受け取り、2週間で審判が確定します。

確定後、成年後見人等の後見等開始の効力が生じます。

(審判後、すぐに成年後見人等が動けるわけではありません)

登記には、さらに2週間程度かかります

(6) 後見等の開始

審判確定後、法務局の登記ファイルに審判内容が登記されます。

登記が終了すると、家庭裁判所から成年後見人等へ登記番号が通知され、成年後見人等は法務局にて登記事項証明書を取得し、後見等業務が開始となります。

審判確定後に速やかに後見等支援を実施できるよう、成年後見人等や関係者とケース会議等を開催します。ケース会議では、成年後見人等の役割・権限・権限外の行為、それぞれの支援者による役割分担を確認します。

(7) 成年後見制度利用支援事業（後見人等報酬）の助成 ※該当事案のみ

ア 後見人等報酬助成の申請受付

申請時期：約1年後または裁判所の求める報告時期の前

[提出いただく書類]

- ・成年後見人等の支援事業利用申込書（市町村作成）
 - ・審判書の写しまたは登記事項証明書
 - ・その他の添付書類（成年後見人等の生活・心身・経済状況等）
- その他添付書類は、報酬付与申立て時に家裁に提出する書類とほぼ同様

市町村において「成年後見審判申立審査会」等を開催し、後見人等報酬の助成の可否、助成上限額の決定、その他補助金交付に伴う付加条件等を決定します。

イ 後見人等報酬助成の交付

[提出いただく書類]

- ・成年後見人等の支援補助金交付申請書（市町村の定める様式）
- ・報酬付与の審判書の写し
- ・振込口座の写し